

次に日程第九、学校用地買収費起債について、議案第四十八号を議題に供します。局長より議案の朗読をいたさ
てます。

一 事務局長（生田国利）

朗読

一 議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一 助役（竹條崎俊夫）

議案第四十八号、学校用地買収費の起債について申します。
けます。福生第一小学校々舎の防音工事施行のため
先に買収した一丁一丁三百七十九坪の土地、買収費四
百二十一万七千円のうち起債をいたしております。三百万円は
三十七年度にわたる公募債によつて起債することか、

許可さう見込でありますので、本案を提出した次第で
あります。即可決あらんことをお願いいたします。

一 議長（石川信義）

こいより質疑をいたします。

（異議ありと呼ぶ者あり）

一 議長（石川信義）

こいにて質疑は結了いたしました。

一 議長（石川信義）

おはかりいたします。議案第四十八号は、京東通り決するに
て異議ありませんか、

（異議ありと呼ぶ者あり）

一 議長（石川信義）

て異議ありと認めます。よつて議案第四十八号は京東

通り可決いたしました。

議長（石川信義）

次に日程第十庁舎建設事務費起債の借入率の更正
について議案第四十九号を議題に供します。局長と
して議案の朗読をいたさせます。

一 事務局長（生子国利）

朗 読

議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一 助役（篠崎勲俊夫）

議案第四十九号 庁舎建設事務費起債の借入利率の更正
について説明申し上げます。去る一月の議会において昭和三十
七年及分の新庁舎建設事業費の起債七百万円の内議決

を戴いたのであります。このたい借入先である大蔵省の
資金事業部から起債の借入期日は今後は公募債企
業債とを問わず、どんな起債であろうとも、全部年、二分
五厘ということに統一されたという通知がござります。本
案を提出した次第であります。而して可決あらんことをお願い
いたします。

議長（石川信義）

こいより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

こいにて質疑を結したります。

議長（石川信義）

おはかりいたします。議案第四十九号は原案通り決する。

に市県議ありませんか。

（県議なりと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

市県議なりと認めます。よって議案第四十九号は東
東通り可決いたした。た。

一議長（石川信義）

次に日程第二十区域外給水依頼について議案第五十号
と議題に供します。局長として議案の朗読をいたさせま
す。

一事務局長（金子国利）

朗 読

一議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一助役（川窪金吉）

議案第五十号区域外給水依頼について説明申し上げま
す。この問題は水道の問題であります。この四面にあり
ます通り、横田基地の東側、いわゆる砂川街道の左
側であります。一番は下りの区域であります。これは砂
川町に接してあるわけがあります。この区域は市水配
の通り水道とここまでもってくると言うことはポンプの
関係もありまして非常に至難なところであり、又
現在のところ人家も少なく福生町の水道をもつてくる
ことは不可能な土地であるわけがあります。大きく
砂川町とこの区域だけならば砂川の水道をもつていて
引いてやると言うような話も出て来たりする関係と
ここに提案申し上げたわけがあります。この区域にお

まましては現在一軒だけ人家があり、この人は砂川の
水をしておきたいという事で、而て提案申しと仰たりで
あります。か砂川町におきましても同じような議案を
もちまして可決されるのか、ように存じます。ここの始まり
は砂川におきましても、五川市と合併するという前提の
であります。この際、そうしたこと、福生町といたしてもい
のではなにか、という様なこと、心、而て提案申しと仰たわけ
であります。よろしく、而て審議のほどを、お願ひ申しと
いたします。

一議長（石川信義）

こゝより質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

こゝにて質疑を終結いたします。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第五十号は、京東通り決するに、而て異議ありません
か。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

而て異議なしと認めます。よって、議案第五十号は京東
通り可決したります。

一議長（石川信義）

ただ、今休憩の声があります。たか、休憩するに、而て異議
ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

市県議なりと認む暫時休憩いたします。

休憩 午前十一時 十分

開会 午前十一時 十分

議長（石川信義）

休憩前に引き続いで会議を開きます。

議長（石川信義）

日程第五會議の議員及び、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第五号を議題に供します。議長として議案の朗読をいたさせます。

事務局長（生子国利）

朗読

議長（石川信義）

福生町議会

理事者から提案理由の説明を求めます。

助役（篠崎俊夫）

議案第五号「議会議員及び、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。今まで市議決載しました議会の議員につきまして、給与改正を行う必要が生じたので、本案を提出した次第でございます。尚、この機会に非常な低額である費用弁償につきまして、合せて改正を行うとすることがあります。条例案に記載されておりますように、報酬額につきましては、議長が現在二万円であるのと二万三千円、副議長が一万五千円であるものと二万円に議員が月額一萬三千円であるのと、一万二千円に改正いたします。四月から実施しようとするものであります。費用弁償の点につきましては別表に示しておるのであります。

訂正
一字

ますか、鉄道賃、船賃、航空賃は現行通りであります、
車賃以下を改正しようとするのであります。車賃は現在
一キロにつき八円であるのを十円に、日当は一日五百円に
あるのを八百円に、宿泊料は一夜につき甲地方が千五百
円であるのを、乙地方が千二百円であるのを、
千二百円に又、食卓料が一夜につき三百円のものを三百五
十円に、そのい改めようとするののでございます。この報
酬改正を四月一日から実施いたしたく、御提案申し上げます。
慎重に審議戴きまして、可決あらんことをお願いいたしま
す。

一議長（石川信義）

こいより質疑を行います。

（異議ありと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

こいにて質疑を結了いたします。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第五十二号は京東通り決するに、異議ありませんか

（異議ありと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

而も異議ありと認めます。よって議案第五十二号は京東通
り可決いたしました。

一議長（石川信義）

日程第十ニ非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について、議案第五十三号を
議題に供します。局長として議案の朗読をいたさせます。

一事務局長（生多田利）

朗 読

一議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫）

議案第百五十三号 非常勤の特別職の職員に報酬及び、費用弁償に用
する条例の一部を改正する条例について申し上げます。一般職員
及び、他の特別職の職員に報酬あるは、給与の改正等に平
行した一として、非常勤の特別職の職員につきましても、改正し
ようとするのであります。報酬は額が千五百円と出であり
ます。監査委員から駐留軍関係離職者対策協議会、ここま
で現在千三百円といふ一として、千五百円増額いたしまして
千五百円にしようとするのであります。尚、近く設置を予

定されております。福生土地審議会委員につきましても、ここ
で千五百円と決定しようとするのであります。そのうち、日額
千二百円となつております。福生土地区画整理評価委員から投
票用票管理若代理者まで、これは土地区画整理評価委
員はこれは新たに設けようとするのであります。か、このと
千三百円にしようとするのであります。選挙立会人以下

投票用票管理若代理者までは現在千円であるのを千三百
円に、社会教育委員会委員も日額千円であるのを千三百
円にしようとするのであります。最後の行政事務連絡委員
と申しますのは現在まで町会長であったのを千円から町会条例
の廃止を提案申して下つてありますので、理窟では行政事
務連絡委員と千円のものも各地区におきまして、実質的には
同じようになりつつあると存じておる

のふありますか、結果的には町会長さんか行政事務連絡委員
にならうかと思つます。その報酬は現在ニテ町でふふつます。
これは特にうろくとお尋ねありと戴きます。関係から率を引
き上げまして、月額二千五百円に改めようとするものであり
ます。この報酬改正は四月一日から実施したうたいと考へて
おります。町可決おらんこととお願ひ申しと下す。

一議長（石川信義）

こいより質疑を行つます。

一二番（山下幸三）

非常勤の特制職の職員報酬の事、臨査立合人とはどのようにな
つておるか、説明願ひたいと思つます。

一助役（篠崎俊夫）

臨査の立合人は本質の上では議会議員の職務の一つに入つてあり

ますので、もし出下場合には議員活動の環として、議会議
の方で出して戴くことにならうであります。現在議員各
位におきましては、各委員会の発言につきまして、いわ
ゆる費用弁償と出しております。ゆへに、臨査立合人に
おきましては、出さなうことになつております。

一議長（石川信義）

ほかにも質問はありせんか。

（無）議事と申す所あり。

一議長（石川信義）

こいにて質疑を終結したうす。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第五号は東京通り決するに、町議ありせんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

而異議なしと認めます、よって議案第百二十五号は東
通り可決いたしました。

一議長（石川信義）

次に日程第四編生所々会に関する条例と廃止する条例に
ついて議案第百七号を議題に供します。本件につきま
しては総務委員会に審査を付託してありますので委員
長の報告を願います。

一書記（大久保一郎）

審査報告を行います。件は編生所々会に関する条例と
廃止する条例について議案第百七号でございます。委員
会付託は昭和三十八年三月十一日第一回編生所議会議定例会に

福生町議会

議事録

おいて、総務委員会に付託された案件でございます。委員会

開催日は昭和三十八年三月二十二日午前九時から委員会を開
きまして、付託された議案について慎重な審議の結果
そうした上の方の通りであり、地方自治法第四十條に
おきましても行政条例等において、これは好ましいことでは
ないことと、東通り可決すべきものと決定いたしました
なにとむよろしく審議のほどをお願い申し上げます。尚
その後どうするかという点につきましては、理事者の
方から説明があると思っております。以上で報告申し上げます。

一議長（石川信義）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

これにて質疑と結了いたします。

議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第千七号は委員長報告の通り決するに付異議ありませ
んか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

付異議なしと認めます。さうで議案第千七号は委員長報告
の通り可決いたしました。

議長（石川信義）

次に日程第千五、業務委託に用する決定書の同意方につい
て議案第千五号と議題に供します。本件については建設本
員会に審査を付託してありますので、委員長から審査報

福生町議会

告を願います。

二番（山下幸三）

審査報告をいたしました。件名は都市計画関係の業務委託に
関する決定書の同意方についてでございます。本員会付託月
日は昭和三十八年三月十一日第一回福生町議会定例会において建
設委員会に付託されたものであります。委員会開催日は昭和
三十八年三月十六日午前一時より委員会を開き、付託された石
川議長からの報告の結果、東東通り可決すべきこと
のと決案いたしました。以上で報告結了です。

議長（石川信義）

さうで委員長報告に付する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）